2　農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第三条の規定によりなお従前の例により同条に規定する旧農地保有合理化法人が新たに同条に規定する旧農地保有合理化事業を行う場合又は同法附則第四条第一項の規定により同項各号に掲げる同法附則第三条に規定する旧農地保有合理化事業の実施についてなお従前の例によることとされる場合には、旧規則第二十三条の七第三十二項（第一号ロ(1)に係る部分に限る。）及び第四十一項（第三号に係る部分に限る。）並びに第二十三条の八第二十五項において準用する旧規則第二十三条の七第三十二項（第一号ロ(1)に係る部分に限る。）及び第二十三条の八第三十一項において準用する旧規則第二十三条の七第四十一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「農業経営基盤強化促進法」とあるのは、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法」とする。

3　改正令附則第三十五条第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第四十条の六の二第一項及び第四十条の七の二第一項の規定に基づく旧規則第二十三条の七の二第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第二十三条の八の二第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「農業経営基盤強化促進法」とあるのは、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法」とする。

4　改正法附則第百二十八条第二十項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の十二第三項及び第四項の規定に基づく旧規則第二十三条の十七第二項から第四項までの規定は、なおその効力を有する。

（書式に関する経過措置）

第十九条　新規則別表第七(一)の書式は、平成二十八年一月一日以後に新法第三十七条の十一の三第七項に規定する金融商品取引業者等に開設されていた同項の特定口座につき提出し、又は交付する報告書について適用し、同日前に旧法第三十七条の十一の三第七項に規定する金融商品取引業者等に開設されていた同項の特定口座につき提出し、又は交付する報告書については、なお従前の例による。

2　前項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規則に定める報告書に、新規則別表第七(一)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第二十条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の八第三十三項の改正規定中「第二十三条の八第三十三項」を「第二十三条の八第三十六項」に改める。

第二十三条の九第三十一項第一号イ(2)の改正規定中「(平成二十五年法律第九十八号)」を削る。

第三十条の二第四項の改正規定を削る。

○財務省令第二十九号

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三条第三項、第十八条、第二十一条第一項、第二十四条第二号、第二十九条、第三十三条第三項、第三十四条第二項及び第四十条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、税理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

税理士法施行規則の一部を改正する省令

税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「税理士の業務（第一条）」を「総則（第一条―第一条の三）」に、「第一条の二」を「第二条」に改める。

第一章の章名を次のように改める。

第一章　総則

第二条の六を第二条の九とし、第二条の五を第二条の八とし、第二条の四中「掲げる国税」を「定める国税」に改め、同条を第二条の七とし、第二条の三第二項中「第二条第三項」を「第二条の四第三項」に改め、同条第三項中「第二条第四項」を「第二条の四第四項」に改め、同条を第二条の六とし、第二条の二を第二条の五とし、第二条第三項第一号中「第二条の二第三項」を「次条第三項」に改め、同項第五号中「前号まで」を「前各号」に改め、同条を第二条の四とし、第一条の四を第二条の三とし、第一条の三を第二条の二とし、第一条の二を第二条とする。

第一章中第一条の次に次の二条を加える。

（所属税理士の業務）

第一条の二　法第二条第三項の規定により税理士又は税理士法人の補助者として従事する同項に規定する業務については、第八条第二号ロに規定する所属税理士（以下この条において「所属税理士」という。）が行うものとする。

2　所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて法第二条第一項又は第二項の業務に従事しようとする場合には、その都度、あらかじめ、その使用者である税理士又は税理士法人の書面による承諾を得なければならない。

3　前項の承諾を得た所属税理士は、次の各号に掲げる事項を記載した書面に同項の承諾を得たことを証する書面の写しを添付した上、これを委嘱者に対して交付し、当該事項につき説明しなければならない。

一　所属税理士である旨

二　その勤務する税理士事務所の名称及び所在地又はその所属する税理士法人の名称及び勤務する事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所）の所在地

三　その使用者である税理士又は税理士法人の承諾を得ている旨

四　自らの責任において委嘱を受けて前項に規定する業務に従事する旨

4　前項の書面の交付に当たつては、所属税理士は、当該書面に署名押印しなければならない。

5　所属税理士は、第三項の規定により説明を行つた場合には、その旨を記載した書面に同項の委嘱者の署名押印を得なければならない。

6　所属税理士は、前項の署名押印を得た書面の写しをその使用者である税理士又は税理士法人に提出しなければならない。

7　所属税理士は、第二項の承諾を得て自ら委嘱を受けた同項に規定する業務が終了したとき又は同項の承諾を得たにもかかわらず委嘱を受けるに至らなかつたときは、速やかに、その使用者である税理士又は税理士法人にその旨を報告しなければならない。

（税法に関する研修）

第一条の三　法第三条第三項に規定する財務省令で定める税法に関する研修は、法第六条第一号に規定する税法に属する科目について、法第七条第一項に規定する成績を得た者が有する学識と同程度のものを習得することができるものとして国税審議会が指定する研修とする。

2　国税審議会は、前項に規定する研修を指定したときは、その旨を官報をもつて公告しなければならない。これを解除したときも、同様とする。

第三条第二項中「第二条第三項各号」を「第二条の四第三項各号」に改める。

第四条中「第二条第一項」を「第二条の四第一項」に、「はつて」を「貼つて」に改める。

第八条第二号イ中「税理士法人又は」を「その所属する税理士法人又は」に、「所属事務所」を「執務する事務所」に、「を含む。ロにおいて同じ。」を「及び当該従たる事務所」に改め、同号ロ中「常時税理士」を「当該税理士の税理士事務所に勤務し、又は当該税理士法人に所属し、」に、「補助税理士」を「所属税理士」に、「その従事する」を「その勤務する」に、「所在地又は」を「所在地又はその所属する」に、「所属事務所」を「勤務する事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所）」に改める。

第十一条第一項中「に掲げる者に」を「のいずれにも」に改め、同条第二項中「次項」の下に「及び次条」を加え、同項第六号中「第十号」を「第十一号」に改め、同項第七号中「前号まで」を「前各号」に改め、同条第四項中「所属事務所」を「事務所」に改め、同条の次に次の一条を加える。